建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年６月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社辻広組　辻広　光男　福井県福井市江守中町８―18　国土交通大臣許可（特―23）第8126号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年６月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年７月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　青野スポーツ施設株式会社　青野　幸三　大阪府守口市文園町５―19　国土交通大臣許可（般特―21）第18420号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年６月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社近藤工業　中井　正弘　和歌山県和歌山市宇須４―４―10　国土交通大臣許可（特―20）第22725号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年６月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年７月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社近鉄百貨店　飯田　圭児　大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋１―５―36　国土交通大臣許可（般―21）第23202号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年７月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西日本高速道路メンテナンス関西株式会社　久保　晶紀　大阪府茨木市西駅前町５－１　国土交通大臣許可（特―20）第22772号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（石工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年７月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社村田組　村田　光一　兵庫県伊丹市西台２―７―２　国土交通大臣許可（特―23）第24161号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年７月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日米レジン株式会社　小川　豊一　大阪府岸和田市臨海町15　国土交通大臣許可（般特―21）第8011号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（ほ装工事業、防水工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年７月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ナイスユニテック株式会社　勝間田清敏　京都府京都市南区上鳥羽大柳町41　国土交通大臣許可（特―24）第24533号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。